

【 検 査 】**２１８ 耐糖能精密検査の算定について**

《令和６年６月２８日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD288 糖負荷試験「２」耐糖能精密検査の算定は、原則として認められる。

- (1) 耐糖能異常(糖代謝障害を含む。)
- (2) 糖尿病疑い
- (3) 境界型糖尿病
- (4) 糖尿病

○ 取扱いを作成した根拠等

耐糖能精密検査は、常用負荷による血糖、尿糖測定と同時に血中のインスリン又は血中C－ペプチドを併せて測定する検査である。負荷時におけるこれらの測定は、糖尿病の診断時（特に空腹時血糖及びHbA1cでも糖尿病疑いを否定できない場合、糖負荷による同検査が有用であること）及び糖尿病確定後におけるインスリン分泌能、インスリン初期分泌の低下、インスリン抵抗性等を同時に把握し、病型・病態の診断・評価や治療法の選択上必要である。

以上のことから、耐糖能異常(糖代謝障害を含む。)、糖尿病疑い、境界型糖尿病、糖尿病に対するD288 糖負荷試験「２」耐糖能精密検査の算定は、原則として認められると判断した。